

# 東近江市市民協働推進計画案

平成25年10月

東近江市市民協働推進委員会

# — 目次 —

はじめに ～協働の時代がやってきました～	1
第1章 計画の基本的な考え方	4
1. 計画策定の目的	4
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	4
第2章 協働の背景 ～今、なぜ協働が必要か～	6
1. 社会情勢の変化	6
2. 地域課題の多様化・複雑化	6
3. 市民公益活動の活性化	7
4. 地方分権の進展	7
第3章 協働の課題 ～協働の推進に向けて解決すべきこと～	8
1. 市民と行政の意識に関する課題	8
2. 情報の共有と相互理解に関する課題	8
3. 推進体制に関する課題	8
4. 市民活動の基盤に関する課題	8
5. 新しい自治に関する課題	9
6. 協働のしくみに関する課題	9
第4章 協働の理念 ～協働を進める時の考え方～	10
1. 協働によるまちづくりの理念と目標	10
2. 協働の基本姿勢	11
3. 協働の形態	12
4. 協働のパートナーとそれぞれの効果	14
第5章 協働施策の展開 ～協働のまちづくりを推進するために～	16
1. 意識改革と推進体制（育む）	18
2. 活動基盤の整備（整える）	20
3. 地域自治の強化（築く）	22
4. 協働のしくみづくり（つながる）	24
5. 協働の施策の進め方	26
資 料 編	27
協働のまちづくり条例と市民協働推進計画の検討の経緯	27
東近江市市民協働推進委員会委員名簿	28
東近江市市民協働連絡会議委員名簿	29

---

---

## はじめに ～協働の時代がやってきました～

---

---

わたしたちのまち東近江市は、鈴鹿の山々から琵琶湖までの広大な地に、豊かな自然環境、のどかな田園風景、人々が行き交う町並みを背景にして、幾多の歴史の舞台となり、先人により多彩な地域文化が培われてきました。

特に、農村集落では、お互いに助け合いながら日々の生活や普請・農事を共同で行う等、自らの地域は自ら守り築くという、中世惣村集落の自治精神が育まれてきました。また、全国に近江商人を数多く輩出したこの地域では、人や地域のつながりを大切にしながら、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」の理念の下、広く公共利益のために貢献する文化が根付いてきました。

しかし、近年の社会情勢の変化、地域課題の多様化・複雑化、地域コミュニティの弱体化、財政負担の増大、きめ細かな支援の限界など、従来のような地域活動や行政サービスの維持が困難になりつつあります。そのような中、わたしたちは、東近江市に息づいた自治と公共の精神を生かしながら、これからのまちづくりを進めることが必要になります。

こうした状況を踏まえ、市民主体で組織する東近江市市民協働推進委員会では、東近江市からの諮問を受け、本市における協働のあり方を検討してきました。多くの議論を経て、“ 「共に考え、共に創る」 未来につなげる まちづくり ” の実現に向けて、協働のまちづくりの理念や施策などを盛り込んだ「東近江市市民協働推進計画案」を取りまとめました。

東近江市市民協働推進委員会

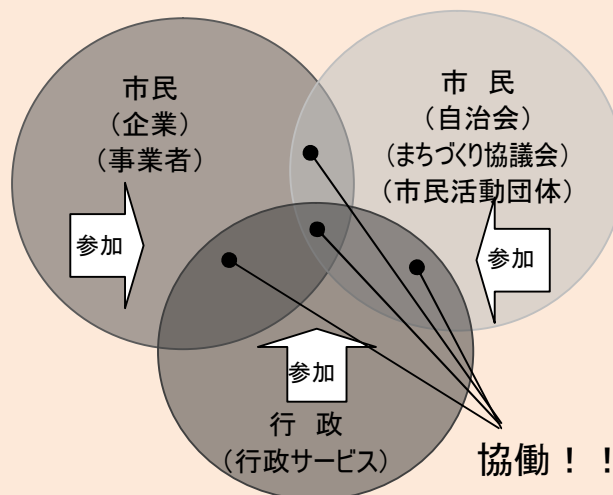
## 用語の定義

項目	内容
市民	東近江市に在住、在勤又は在学している個人及び市内で活動している市民活動団体及び事業者をいいます。
市民活動団体	市民が自主的・自発的に行う公益の増進につながる非営利の活動を行う団体で、市内で活動し、政治活動又は宗教活動を主目的としないものをいいます。 ≪主な市民活動団体≫ ●NPO (Non Profit Organization の略) 社会や地域のために自主的に活動している各種団体、ボランティア団体、NPO法人などの民間の非営利活動団体のことをいいます。NPO法人（特定非営利活動法人）とは、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものをいいます。 ●自治会 地縁と共助の精神に基づき、市民が自主的につくる基礎的な地域自治組織であり、身近な住民生活に必要な諸活動に取り組んでいるものをいいます。 ●まちづくり協議会 地区において、多様な主体が参加して自主的に設置する地域自治組織であり、地区の課題解決と地区の個性を生かしたまちづくりに取り組んでいるものをいいます。
事業者	営利を目的とする事業を行う個人又は法人等をいいます。
行政	市民の信託を受け、様々な公共の事務を執行する行為や、それを担う東近江市のことをいいます。
参画	市民が行政に対して計画、実施、評価及び見直しの各段階で意見を述べ、提案することにより、市政を推進することをいいます。
まちづくり	住み良い豊かな地域社会をつくるための取組み及び活動をいいます。

## 協働って何？

協働とは、「市民と行政又は市民と市民が、社会的な課題を解決するため、目標を共有し、お互いの特性を活かして役割分担と責任を明確にしたうえで、対等な立場で連携協力して活動すること」ことをいいます。

市民活動の中には、広い社会性や公益性をもつものがあり、行政が行っている施策や事業と目的や対象が一致する領域があります。このように市民と行政それぞれの重なり合う部分が協働の可能性のある領域となります（市民と市民の協働もあります）。



## 協働はゴール？

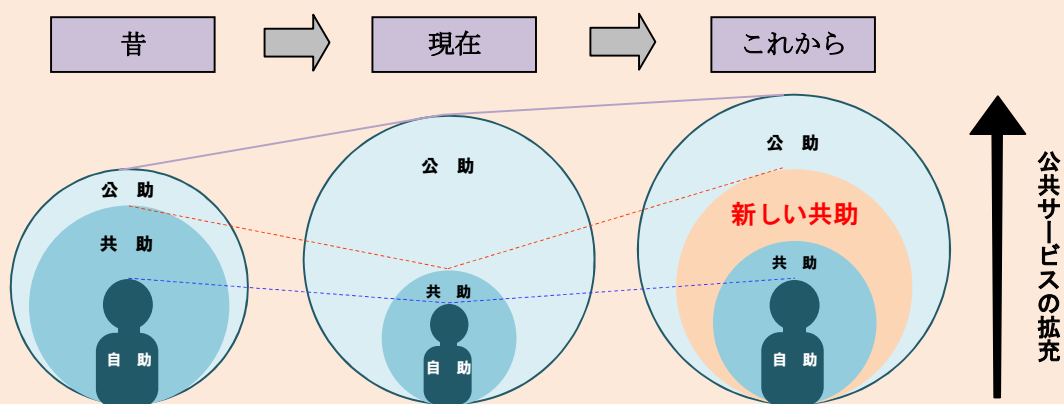
「協働をしましょう。」と聞くと、まるで協働が「目的」であるかのように思いがちです。しかし、協働は「目的」ではありません。それでは、協働とは何でしょう？協働の事例を見るとわかるように、様々なテーマ、様々な場所、様々な場面で、多様な主体が連携・協力して、活動する「手段」のことを「協働」といいます。この計画は、協働という手段が、多くのみなさんにとって役に立つ道具になるために、必要な理念や施策等をまとめたものです。東近江市の明るい未来を実現するため、市民のみなさんにとっても協働が有効な手段となり、地域課題の解決や豊かな暮らしにつながることを期待しています。

## 公共サービスって？

「公共サービス」と「行政サービス」を同じ意味で使っていませんか？「行政サービス」は行政がすべきサービスのみを言い、「公共サービス」は行政サービスに加えて、行政以外が行う公共性のあるサービスも含んでいます。使い分けが必要になります。

昔は地域の課題について市民が協力して、解決していました。これを「共助」と言います。近年、地域コミュニティの弱体化に伴う共助意識の希薄化及び地域における多種多様な地域課題の増加とともに、公共サービスの範囲も拡充してきています。そのため、市民と行政が協働で地域課題を解決していく「新しい共助」が必要になっています。

「新しい共助」とは、地域課題について、「市民と行政が補い合って協働して解決を図ること」と言うことができます。



「自助」: 自分の責任で、自分自身が行うこと

「共助」: 自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと

「公助」: 個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共(公的機関)が行うこと

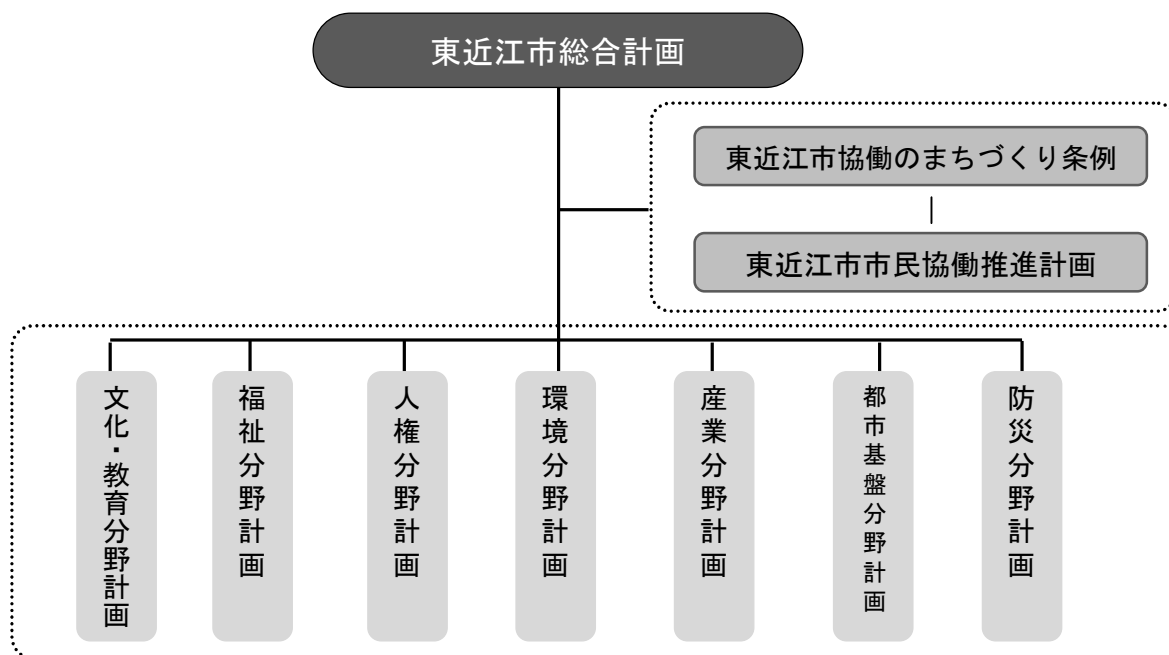
# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の目的

この計画は、東近江市協働のまちづくり条例（平成26年4月1日施行予定）の理念を具現化し、この条例の実効性を担保するためのしくみや施策を定め、協働のまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的として策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、東近江市総合計画（平成19年3月策定）に掲げる「市民と行政の協働」の基本的な考え方を踏まえ、また、東近江市協働のまちづくり推進要綱を元にして策定されています。本計画に掲げる協働の理念及び具体的な施策は、協働によって各分野別計画の実効性を高め、本市のまちづくりを推進するものです。



～東近江市総合計画の理念より抜粋～

これからの東近江市のまちづくりは、豊かな自然やこれまで育んできた固有の歴史文化を大切に守り、活かすとともに、市全体としての一体的な連携強化によって、新しい東近江文化を創造し、魅力ある都市を創っていくものでなければなりません。

そのため、市民と行政が、自助・互助・共助・公助の連携のもと、知恵と力を合わせてそれぞれの役割を果たしていく「市民と行政の協働」を基本的な考え方としてまちづくりを進めます。

## 3. 計画の期間

本計画は、平成26年度から平成35年度の10年間を計画期間とし、平成26年度から平成28年度の3年間を協働推進の基礎づくり期間とします。

## これって協働？そう、協働です！

### 事例① まちづくり建設資材支給事業

協働の形態：補助・助成

自治会 × 行政

自治会と地域住民が生活環境向上に資するため、行政が道路・水路整備事業に要する資材経費を補助し、自治会自らが施工するものです。道普請、川普請の精神を現代に生かした活動が、地域課題の解決につながっています。



### 事例② 緑のカーテン

協働の形態：事業協力

事業者 × 市民 × 自治会 × まちづくり協議会 × 行政



夏の節電対策のひとつとして、地元企業と市民サポーターが協力して種から育てたゴーヤ苗を、公共施設や自治会、まちづくり協議会の他、各家庭・事業所の窓際等で「緑のカーテン」として育てるプロジェクトです。

### 事例③ びわこジャズフェスティバル

協働の形態：  
事業協力、公共施設等の提供

市民 × 事業者 × 行政

駅前のスペースや商店街のまちかど、公園や公共施設など街全体をステージに、市民やミュージシャン、協賛各社やボランティアスタッフに支えられ開催される音楽イベントです。地域とともに、地域の良さを生かして、私達のふるさと東近江を音楽いっぱいの楽しく暮らせる街にしていきたいとのコンセプトで毎年開催されています。



### 事例④ あいとうエコプラザ菜の花館

協働の形態：指定管理

NPO法人 × 行政

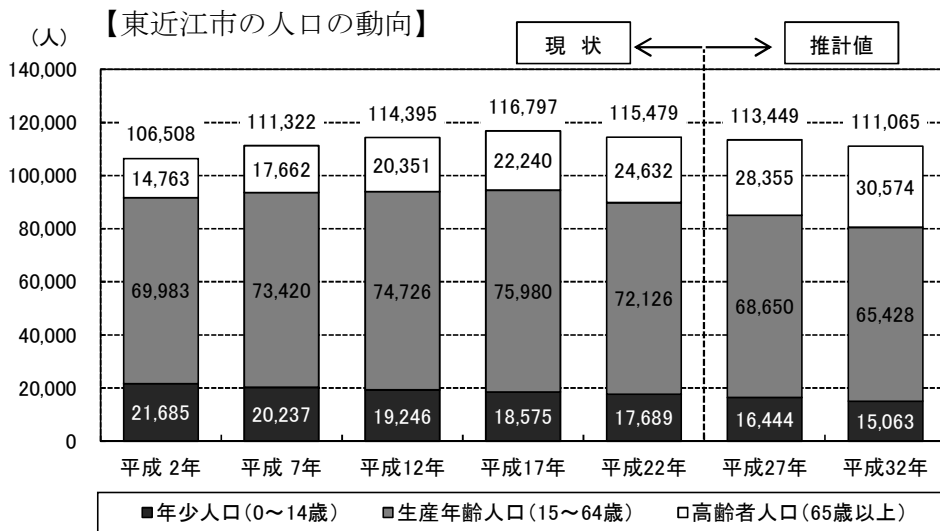


食とエネルギーの自立を目指すNPO法人愛のまちエコ倶楽部は、市の施設である「あいとうエコプラザ菜の花館」の指定管理を受け、菜の花の栽培委託等の事業を行いながら、様々な環境学習に取り組んでいます。

## 第2章 協働の背景 ～今、なぜ協働が必要か～

### 1. 社会情勢の変化

我が国では、少子高齢化や人口減少などのさまざまな社会課題に直面しています。東近江市においても生産年齢人口の減少など社会構造の変化により、社会保障費が増加するなど、受益と負担のバランスが崩れ、従来の公共サービスの維持が困難になっています。そのため、より効果的に公共課題を解決する方策が求められています。

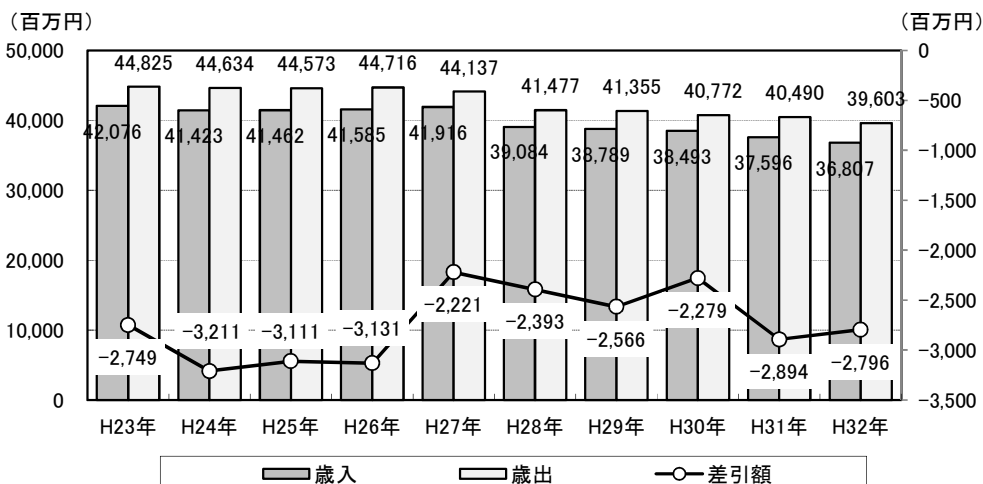


資料：国勢調査(人口推計は平成22年度をもとに国立人口問題研究所による推計)

### 2. 地域課題の多様化・複雑化

経済発展や情報通信技術の高度化、グローバル化の進展により、個人の生活様式や価値観が大きく変化してきています。さらに近年の経済情勢の悪化等に伴い、市民ニーズをはじめ、地域課題が多様化、複雑化しています。こうした中、行政による公平・均一的なサービスでは、必要な人へのきめ細かな支援が難しく、また、行財政負担の増大や組織の肥大化を招くことになり、質・量的にも限界に達してきています。このような多様かつ複雑な地域課題に対応するためには、地域において多様な主体の協働によるサービス提供が求められています。

【東近江市の財政収支の見通し 資料：東近江市(平成22年)】





### 3. 市民公益活動の活性化

従来から地域に根ざした活動を継続している自治会、より大きい地域の課題解決に向けた活動を行っているまちづくり協議会、様々なNPOやボランティア、事業者等による公益活動が広がりをみせています。幅広い分野の活動主体の増加により、地域の課題解決に大きな役割を果たすことが期待されています。地域の課題や特性に応じたきめ細かな市民の公益的な活動が行われることが、市民の安全・安心な暮らしを支えることにつながるため、今後も益々こうした活動の活発化が求められます

■ 東近江市における主な市民活動団体数

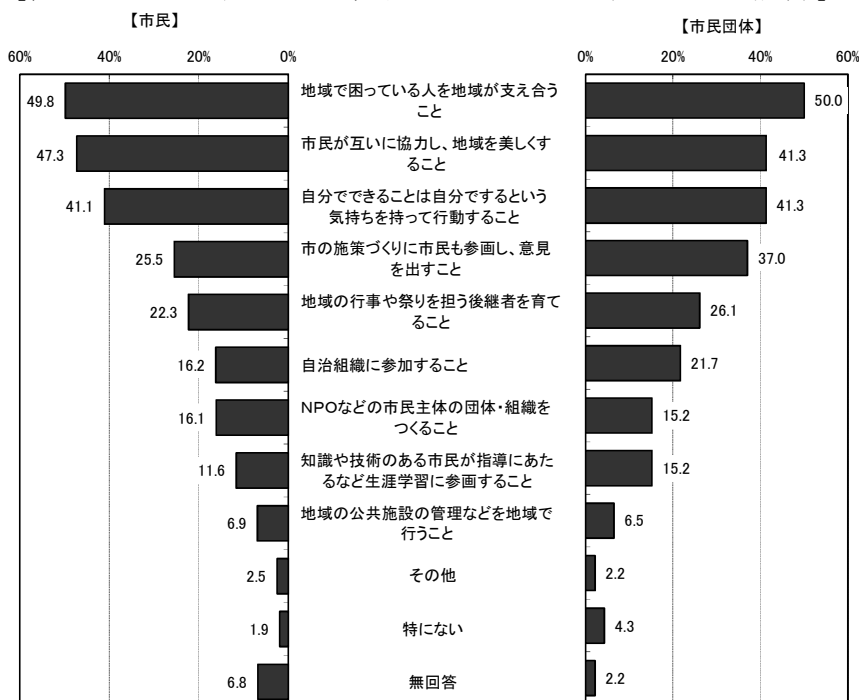
項目	団体数
自治会	389 自治会
まちづくり協議会	14 団体
NPO法人	50 団体
ボランティアグループ	91 団体

平成 25 年 4 月 1 日

### 4. 地方分権の進展

地方分権が進展し、地方自治体の権限・裁量が拡大した一方で、地方自治体は、自らの判断と責任で地方の実情に合ったまちづくりを行うことが求められています。更には、このような状況を踏まえ、今後、個性豊かでよりよい地域社会を実現していくためには、身近な暮らしの問題や地域の課題解決のために市民自らが積極的にまちづくりに関わる住民自治が求められています。

【住みよいまちにするために、市民ができること（アンケート結果）】



資料：平成 22 年度東近江市後期基本計画策定にかかるまちづくりアンケート調査報告書

---

---

## 第3章 協働の課題 ～協働の推進に向けて解決すべきこと～

---

---

### 1. 市民と行政の意識に関する課題

市民と行政は、お互いの立場でまちづくりを進めていますが、協働に対する意識がまだまだ不足している状況にあります。行政職員は地域の課題や市民ニーズの把握に努め、自分たちでできることを考え、市民とともに解決していこうとする意識が必要です。また、市民も行政依存ではなく、自ら地域課題の解決に向けて取り組む意識も必要です。

### 2. 情報の共有と相互理解に関する課題

行政は、まちづくりに有用な数多くの情報を持っており様々な方法で提供していますが、市民にとって必要な情報が的確に伝わらず、行政情報が理解されていません。また、市民も独自の情報や知恵を持ちながら、うまく発信されていない状況にあります。市民と行政、市民同士が連携を深めるためには、それぞれの情報を発信し、共有できる仕組みや環境を整備することが必要となっています。また、市民と行政ではそれぞれの果たす役割、特性、立場や行動原理等、様々な違いがあります。協働を進めるためには、それぞれの違いを認識し、相互に理解し合っって信頼関係を築くことが求められています。

### 3. 推進体制に関する課題

地域課題の中には、一つの部署で対応することが困難な事例があり、行政の縦割り組織における部署間の連携不足が対応に支障をきたす場合があります。また、各種計画において、多様な主体の役割と責任が明確にされておらず、更にはそれをコーディネートして協働によるまちづくりの実現につなげる人材も不足しています。重層化・複雑化する地域課題に対応するには、部署間を横断的につなぐ仕組みづくりが求められています。また、市民と行政の協働を推進するためには、多様な主体をつなぐコーディネーターの育成が必要です。

### 4. 市民活動の基盤に関する課題

公益活動を担う市民活動団体の運営は脆弱であることが多く、不安定な活動資金やリーダーの高齢化、活動場所の不足等が課題となっています。

協働によるまちづくりを実現するための市民活動を継続していくためには、行政に限らず、民間等の助成金や基金等の資金確保が必要です。また、市民活動の担い手やリーダーの育成、活動拠点の整備等、市民活動を促進するための基盤強化が求められています。

## 5. 新しい自治に関する課題

自治会・町内会などの地域コミュニティは、最も身近な生活共同体として機能していましたが、近年、自治会加入率の低下、少子高齢化による組織の弱体化が進みつつあります。

一方で、合併後の東近江市では、新たな地域自治組織として14地区にまちづくり協議会が設立され、地域課題の解決と地域の個性を活かしたまちづくりに取り組まれています。まちづくり協議会は各地区のコミュニティセンターを指定管理することによって、コミュニティセンターを拠点とした自立的な住民自治活動を推進しようとしています。しかしながら、新たな活動団体であるまちづくり協議会やNPO等は、未だ地域住民の認知度や信頼性が低い状況にあります。

今後、自治会、自治会連合会、各種団体、NPOやまちづくり協議会等、地域活動に関わる多様な主体が、その役割と責任を明確にして、相互に連携・協力することが必要です。そして、地域共同管理の担い手、行政との協働のパートナーとしてまちづくりを進める、新しい地域自治のしくみを構築することが必要となっています。

## 6. 協働のしくみに関する課題

行政が計画を作成したり実施するプロセスにおいて、市民が参画する機会は限られています。また、行政の情報発信だけでは、参加する方法がわからないという声もあります。行政には、市民が参画・協働しやすい環境をつくっていくことが求められています。

多様化・複雑化する地域課題を解決するには、行政サービスや従来のボランティア活動だけでは限界があります。今後は、地域課題を解決する活動がビジネスチャンスにつながる視点から、地域の事業者等が分野を超えた連携を促進する必要があります。また、このような連携を生み出すために必要な多分野の活動をサポートしコーディネートする機能や交流の場が不足しており、市民、事業者、行政の多様な主体をつなぐ中間支援組織の育成とその拠点施設の設置が必要です。

### コラム① 「婚活」の担当部署は？

近年、市内では「婚活」イベントに取り組む市民活動団体が増えてきました。しかし、狭い地域での参加者の確保は難しく広報活動など、行政との連携も求められています。それでは、「婚活」を応援するべき部署はどこなのでしょう？地域活性化、少子化対策、若者支援、定住対策…その効果等を考えると、一つの部署では収まらないことがわかります。このような事例に対応していくには、部署を超えて連携協力する仕組みが必要であり、何より市民と職員の意識改革が重要です。

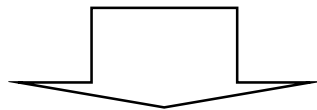
## 第4章 協働の理念 ～協働を進める時の考え方～

### 1. 協働によるまちづくりの理念と目標

「東近江市協働のまちづくり条例」において次のようにまちづくりの基本理念を定めています。

～東近江市協働のまちづくり条例より～

- ①一人一人がまちづくりの主体であることを自覚し、地域に関心を持ち、積極的にまちづくりを進めるものとする。
- ②人や地域のつながりを大切にし、自ら汗をかき、お互いに助けあいながら、まちづくりを進めるものとする。
- ③地域の自然・歴史・文化を大切にし、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めるものとする。



### 協働によるまちづくりの目標

「共に考え、共に創る」 未来につなげる まちづくり

また条例では、安心して暮らせるまちの実現に向けて、市民と行政が次の原則に基づき、協働によるまちづくりを推進すると定めています

- ① 自立・自律していること
- ② 自主性を尊重すること
- ③ 対等の立場であること
- ④ 対話し、理解し合い、補い合うこと。
- ⑤ 目的、過程、成果を共有すること
- ⑥ 情報を公開し、情報を共有すること

## 2. 協働の基本姿勢

市民と行政が、知恵と力を合わせて協働によるまちづくりを推進していくには、次のような基本的な姿勢が必要です。

### ① 地域に対する想いを持つ姿勢 ～そこに地域愛はありますか？～

東近江市には各地域に素晴らしい自然・文化・歴史、人の絆があり、当たり前のように集落の道や川、神社やお寺を、愛着を持って守っている人がたくさんいます。さらに、地域への愛着や誇りを持って、活動をされている人もいます。こういった、「東近江市のことが好き」「もっと良くしたい」「このまちに住み続けたい」という地域を愛する想いを大切にして、東近江市の自然・文化・歴史・魅力を再認識し、未来を見据えたまちづくりに取り組む事が大切です。

### ② 自ら行動する姿勢 ～自分にできることを考えていますか？～

市民と行政は、相互に依存しすぎることなく、それぞれのできることやすべきことを考えながら行動することが大切です。また、市民と行政はそれぞれの役割を認識し、責任を持って、行動することが大切です。

### ③ お互いに理解し合う姿勢 ～お互いの強みも弱みも理解してますか？～

協働を行うに当たっての第一歩は、市民と行政がそれぞれの強み、弱み、行動原理を理解し合い、お互いを尊重することです。お互いに弱みを補い強みを生かすことで、単独ではできなかったことも実現可能となります。お互いさまという気持ちを大事にして、理解し合い、顔の見える信頼関係を築き、助け合うことが大切です。

### ④ 共有する姿勢 ～目的などの方向性は同じですか？～

市民と行政がよきパートナーとして、協働する時に、まずは何に困っているかという「課題」を共有する必要があります。そして、協働して達成しようとする「目的・夢」、企画し実施する「過程」、実施後の「成果」を共有することが大切です。

### ⑤ つながり合う姿勢 ～つながり合って、新たな発想で考えていますか？～

市民と行政の立場の違うそれぞれができることに気づき、それぞれの長所を活かし、知恵を出し合い、助け合っていく中で、つながりから新たな発想が生まれ、相乗効果が得られることがあります。それが協働の魅力であり、多様な主体が集まり協働することにより無限の可能性を秘めているといえます。また、協働を通じてお互いに成長することが大切です。

### 3. 協働の形態

協働のまちづくりの実施に当たっては、次のような手法が考えられます。事業の目的や内容に応じて、ふさわしい形態を選択することが大切です。

#### 共 催

市民と行政が共に事業主体（主催者）となって協力しながら一つの事業を行う形態です。

##### 【効果・特徴】

市民と行政が「共同主催者」として、企画段階から話し合い、役割・責任分担を明確にして事業を実施できる。

##### 【具体的事例】

・元旦マラソン                      ・人権のまちづくり事業                      等

#### 実行委員会・協議会等

市民と行政が実行委員会や協議会を構成して主催者となって事業を行う形態です。

##### 【効果・特徴】

市民と行政が「〇〇委員会」や「〇〇協議会」といった「新しい組織」を立ち上げ、そこが主催者として企画段階から話し合い、役割・責任分担を明確にして事業を実施できる。

##### 【具体的事例】

・東近江市大風まつり                      ・東近江市総合防災訓練                      等

#### 後 援

市民が実施する事業の趣旨に賛同して、行政が名を連ねることで支援する形態です。

##### 【効果・特徴】

事業に対する理解、関心や社会的信頼を増すことができる。

##### 【具体的事例】

・東近江市民ソフトボール大会                      ・全国ご当地うどんサミット                      等

#### 事業協力・協定

市民と行政が互いの特性を活かして、一定期間協力し合いながら事業を行う形態です。

##### 【効果・特徴】

お互いのできる範囲で得意分野に注力して、双方の特性を発揮した事業が展開できる。

##### 【具体的事例】

・河川愛護事業                      ・域学連携地域づくり実証研究事業                      等

#### 補助・助成

市民の行う公益性のある事業に対して財政的な支援を行う形態です。

##### 【効果・特徴】

市民活動が充実できる。市民活動の自主性・自立性が尊重される。

##### 【具体的事例】

・緑の街づくり事業補助金                      ・地域活動支援補助金                      等

### 企画立案への参画

企画立案段階から市民が参画し、多様な意見、提案を政策・事業に反映させる形態です。

#### 【効果・特徴】

行政とは異なる立場・視点から、柔軟な発想を取り込んだ計画ができる。市民の市政への参画意識が生まれる（審議会、委員会、パブリックコメント等を含む）。

#### 【具体的事例】

・環境審議会      ・市民協働推進委員会      等

### 情報共有・意見交換

市民と行政がそれぞれの持つ情報を提供し合い、共有する形態です。

#### 【効果・特徴】

専門的な情報を得られる。地域の課題や市民の考えを的確に把握できる。

#### 【具体的事例】

・地域情報ポータルサイト「東おうMe!!」の開設      ・伊庭の里湖づくり      等

### 公共施設等の提供

協働事業のパートナーの活動場所や資器材の利用について配慮する形態です。

#### 【効果・特徴】

お互いのできる範囲での協働が可能となる。

#### 【具体的事例】

・びわこJAZZフェスティバル      ・万葉フェスタ      等

### 委託・指定管理

委託は、行政が責任を持って担う事業を市民の特性を活かしてより効果的に行うことを目的とした形態です。指定管理は、市民の特性を活かして公共施設の管理・運営を担う形態です。

#### 【効果・特徴】

行政にはない専門性、柔軟性が期待でき、市民ニーズに合ったきめ細かなサービス提供が可能となる。

#### 【具体的事例】

・東近江市民大学（委託）      ・コミュニティセンター管理運営（指定管理）      等

## 協働の領域について

← 市民と行政の協働の領域 →				
【A】 市民主体	【B】 市民主導	【C】 市民・行政	【D】 行政主導	【E】 行政主体
市民の主体性と責任をもって行う領域	市民の主体性のもと行政の協力によって行う領域	市民と行政が、それぞれの主体性のもと連携・協力して行う領域	行政の主体性のもと市民の参加・協力を得ながら行う領域	行政が主体性と責任をもって行う領域

例：市民独自の事業

例：補助・助成  
後援

例：共催、事業協定  
実行委員会

例：委託・指定管理  
企画立案への参画

例：許認可  
公権力の行使

※【A】市民同士の協働が含まれます。

【E】行政の内部での横断的な連携も重要です。

## 4. 協働のパートナーとそれぞれの効果

市民と行政が良きパートナーとして協働のまちづくりを効果的に進めていくには、市民と行政がそれぞれ主役となって、お互いを理解し、協力することが重要です。また、協働のまちづくりの推進により、柔軟かつ多様な活動や公共サービスの提供が可能となることに加え、新たなビジネスチャンスの拡大やコミュニティの再生、ひいては市民が主体となる新しい社会の形成など、協働による相乗効果が期待できます。

### 市民

#### ◎ 個人

市内に住み、働く、学ぶ、市民活動を行う人など、日常生活で地域と関わる人です。市民一人ひとりにはまちづくりの主役であり、さまざまな協働の原動力となります。

##### 【協働の効果】

- ◆きめ細やかで多様な対応が可能になり、暮らしやすいまちづくりにつながります。
- ◆市民活動や地域活動に参画する機会が増え、生きがいくくりや自己実現の機会の創出に結びついたり、コミュニティの再生にもつながります。
- ◆市民と行政との距離が縮まり、自治の基本ともいえる自己決定・自己責任を基調とする市民が主体となった新しい社会の形成につながります。

#### ◎ 市民活動団体（自治会）

市内の一定の区域内の地縁と共助の精神に基づいて組織された地域コミュニティで、住民同士の交流や区域内の防災・防犯、環境美化、健康福祉等の活動を行っています。地域性、日常性、相互扶助性等の特徴があります。

##### 【協働の効果】

- ◆行政だけではできない身近な住民生活に必要なきめ細かな事業が可能となり、住民主体による暮らしやすい地域社会の形成につながります。
- ◆地域と行政の距離が縮まり、行政施策の浸透や地域課題が顕在化することにより、新たな課題の対応につながります。

#### ◎ 市民活動団体（まちづくり協議会）

市内の14地区において多様な主体が参加して構成する地域コミュニティで、自治会より大きな地域の課題解決や地域のアイデンティティーを生かした活動を行っています。地域性、多様性、継続性、機動性等を特徴としています。

##### 【協働の効果】

- ◆各地区の個性を活かしたまちづくり可能となり、住民の地域への帰属感の醸成や住民自治の進展につながります。
- ◆行政では対応できない公共サービスの担い手として地域の信頼度が増すと共に、安定的な地域運営が可能となります。



## ◎市民活動団体（NPO，ボランティア団体等）

営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進を目指して活動しています。自主性、専門性、機動性、先駆性などの特徴があります。ボランティアの集まりから、有給スタッフをかかえる団体まで、活動の規模や対象はさまざまです。

### 【協働の効果】

- ◆市民活動団体が自らの社会的使命をより効果的に実現する機会が増え、活動の場が広がり、市民活動、地域活動の活発化につながります。
- ◆市民・地域活動への市民の理解を得やすくなり、社会的認知が高まります。

## ◎事業者

多くの事業者が企業理念などにおいて社会貢献活動の推進をうたっており、市民活動団体や行政と連携した公益活動を行っている事業者も増えています。自発性、機動性、専門性、先駆性などの特徴があります。

### 【協働の効果】

- ◆活動実績により事業者への理解や評価が高まり、地域の一員としての社会的信頼が増します。
- ◆福祉・産業・防災・環境などにおいて増大する地域課題やニーズに対応することで、事業参入や新しいビジネスモデルの確立など、ビジネスチャンスが拡大します。

## 教育・研究機関

高度で専門的な知識を有し、地域政策づくりや地域教育への取り組み、教育・研究機関のもつ技術や特許を地域産業に還元する取り組みも行われています。自発性、専門性、先駆性などの特性をもっています。

### 【協働の効果】

- ◆協働で活動することで、地域の一員として地域に愛される教育・研究機関になります。
- ◆地域外の学生や若者が地域に密着し活動を進めることが、地域の人に地域の魅力を再発見させることにつながり、より良い地域づくりの「きっかけ」になります。

## 行政

多様な分野の公共サービスを担っており、一般的に市民のすべてが公平・平等に受益者となるようなサービス提供を原則としています。各部署の専門性は高くなっています。

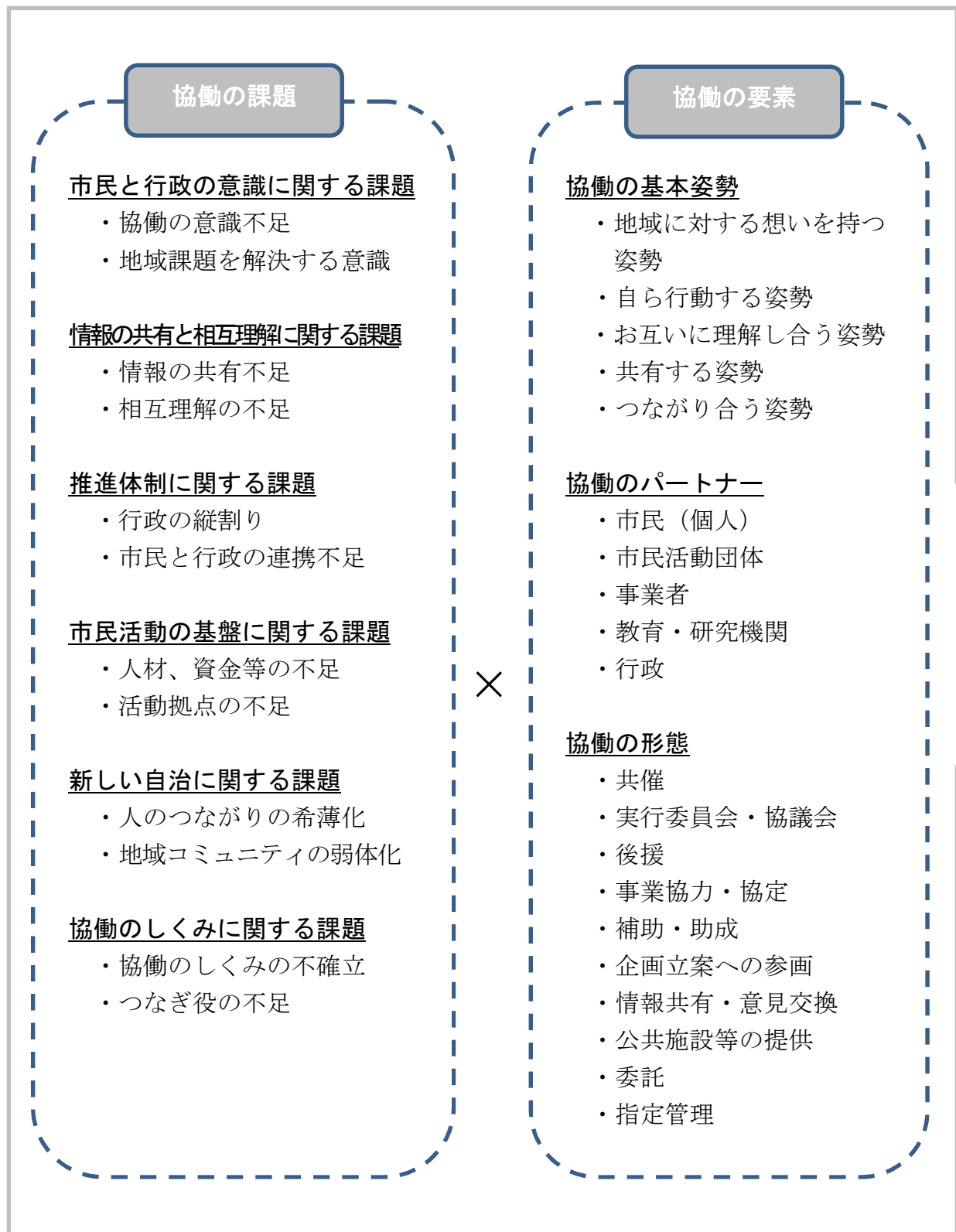
### 【協働の効果】

- ◆市民活動団体、事業者等の考え方や活動に直接ふれることで、職員の意識改革や資質向上につながります。また、ノウハウを行政施策に取り入れ、きめ細やかで、市民ニーズに沿った行政サービスの提供につながります。

## 第5章 協働施策の展開 ～協働のまちづくりを推進するために～

### 東近江市市民協働推進計画の体系

協働のまちづくりを推進するために、第4章までの協働の課題・協働の基本姿勢などを踏まえて、第5章に掲げる施策を実施します。



## 基本施策

### ①意識改革と推進体制

- |      |                   |
|------|-------------------|
| 学 び  | ●職員の意識改革          |
| 学 び  | ●市民と行政の協働の共同研修    |
| なりわい | ●事業者と市民活動団体の交流支援  |
| なりわい | ●コミュニティビジネスの支援    |
| 表 彰  | ●協働事例の表彰          |
| 推 進  | ●市民協働推進委員会の設置     |
| 推 進  | ●協働を推進する職員の配置     |
| 担 手  | ●若い世代のまちづくりへの参加促進 |
| 担 手  | ●地域リーダーの発掘及び育成    |
| 地域担当 | ●地域担当職員制度の検討      |

### ②活動基盤の整備

- |     |                           |
|-----|---------------------------|
| 資 金 | ●各種補助金・事業寄付制度の充実          |
| 資 金 | ●東近江ファンドの創設               |
| 情 報 | ●パブリックアクセスの推進 ●市民活動情報誌の発行 |
| 情 報 | ●市民活動団体の情報発信の支援           |
| 場 所 | ●活動場所の整備 ●空き家・空き店舗の利用     |
| 拠 点 | ●市民交流センターの設置              |
| 機 会 | ●情報交換・意見交換できる機会の創出        |
| 機 会 | ●交流できる機会の創出               |

### ③地域自治の強化

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 自 治 会 | ●自治会加入の促進 ●自治会活動の支援 |
| ま ち 協 | ●コミュニティセンターの指定管理の活用 |
| ま ち 協 | ●コーディネーター機能の強化      |
| 地域自治  | ●まちづくり協議会組織の再構築     |
| 地域自治  | ●地域包括交付金制度の検討       |
| 地域自治  | ●市政懇話会の充実           |
| 地域自治  | ●地域自治に関する連合組織の統合の検討 |

### ④協働のしくみづくり

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| し く み | ●協働ラウンドテーブルの設置          |
| 参 画   | ●公募委員の募集 ●パブリックコメント等の実施 |
| つなぎ役  | ●中間支援組織の育成              |

「共に考え、共に創る」

未来につなげるまちづくり

# ①意識改革と推進体制 ～育む～

協働という手段が、より有効に機能するためには、多様な主体や推進体制を「育む」視点が重要です。行政は、協働に関する理解を深めるための職員研修を実施するとともに所属の推進体制を整備します。職員と市民は、地域や市民活動に積極的に参加し、実践を通して地域課題の解決に向けて意識改革を図ります。また、分野を超えた交流会の開催、協働事例の表彰、担い手の発掘等により、地域に協働の意識が芽生えるように、取り組みます。

## 学び

職員の協働に関する理解を深めるため、協働マニュアルを活用した職員研修や、協働モデル事業の実践等、職員研修を実施します。

協働のもと、これからまちづくり活動や地域活動に参加して行く上で必要な能力を向上するため、市民も参加できる研修を実施し、共に学びます。

### ●職員の意識改革

- ・協働マニュアルを用いた職員研修
- ・協働モデル事業の実施
- ・地域に飛び出す公務員制度
- ・NPO等への派遣研修

### ●市民と行政の協働の共同研修

- ・市民と行政が参加する協働セミナー
- ・条例及び計画の周知、学習

## 表彰

協働して実施したプロジェクト等を表彰します。

### ●協働事例の表彰

市内で協働により実施されたプロジェクト・活動・システムなどの優良事例を表彰する制度を検討

## 意識改革と協働の推進

## なりわい

### ・商い

東近江市では地域資源を活かした産業や商業が根付いてきました。このような「なりわい」や「商い」は、ビジネスの手法を用いて地域のニーズに応じてきました。今後は、それらの経験を活かし、地域課題の解決につながるコミュニティビジネスを推進していきます。

### ●事業者と市民活動団体の交流促進

- ・分野を超えた交流会の開催
- ・地域課題の掘り起しとビジネスマッチング

### ●コミュニティビジネスの推進

- ・コミュニティビジネスに関するアドバイザー派遣
- ・コミュニティビジネスの起業支援

## 推進

協働に関する施策の推進策を検討するとともに、計画の進行管理等を行うため、外部機関の位置づけとして、市民協働推進委員会を継続的に設置します。また、協働リーダーとして市の各所属に協働を推進する職員を配置します。

### ●市民協働推進委員会の設置

- ・協働施策の推進
- ・計画の進行管理
- ・市民協働事例集の作成及び報告会

### ●協働を推進する職員の配置

- ・各所属に協働を推進する職員を配置し、職員研修及び協働事業を実施

## 担い手

次の時代を担う世代が、自らの可能性や能力に気づき、それらを地域や他者に対して発揮していけるような環境を整え、取り組みを共に進めます。

### ●若い世代のまちづくりへの参加促進

- ・若者が学び・実践できる事業の実施
- ・若者に向けた情報発信

### ●地域リーダーの発掘及び育成

- ・地域人材として定年退職者、経営者、主婦等のまちづくりへの参加を促進
- ・リーダー育成講座
- ・組織運営能力向上セミナー

## 地域担当

従来の縦割りの行政組織では複雑化・重層化する地域課題に対応できなくなっています。多様な地域課題に横断的に対応し、まちづくりのコーディネーターとしての役割を果たすと同時に、地域と行政の情報伝達を円滑に進めて協働のまちづくりを推進する地域担当職員の配置を検討します。

### ●地域担当職員制度の検討

- ・市の施策や事業について説明と合意形成
- ・地域課題の解決に向けて、共に地域づくりに参加
- ・地域の意見・要望受付と行政の担当課への取次ぎ

## コラム② 地域に飛び出す公務員～「投票率向上委員会」～

平成 25 年度に実施された参議院議員選挙の本市の投票率は、県内でワースト 3 位 (49.3%) でした。この状況に危機感を持った市職員有志と NPO 法人が協働で設置したのが「投票率向上委員会」です。市内 102 か所に設置される投票所の中で、特に投票率の低かった地域を中心に、啓発活動を実施しています。



## ②活動基盤の整備 ～整える～

市民活動及び協働するにあたっての基盤となる「資金・情報・場所」を充実させることが、継続的に活動を進めていくには重要です。また、交流や相談できる「拠点」や、自由に情報交換や意見交換のできる「機会」をつくることも、市民活動を活性化させるには重要です。市民と行政は、安定した市民活動の実現に向けて、活動基盤の整備を行います。

### 資金

様々な取組みへの補助・助成の充実を図り、市民活動団体、事業者等の状況に合わせて効果的に支援します。

#### ●各種補助金・事業寄付制度の充実

- ・補助金情報の提供
- ・提案型補助金の拡充
- ・事業指定寄付制度の充実

#### ●東近江ファンドの創設

- ・市民、行政等がお金を出し合うファンドの創設を検討
- ・市民活動を財政的に応援するしくみづくり

### 活動基盤の充実

### 情報

広報紙、地方紙、ホームページ、CATV、ラジオ、地域活動情報誌などのさまざまな媒体を活用しながら、行政、各市民団体、事業者などの活動について、情報提供を促進し、地域情報を共有します。

#### ●パブリックアクセス（※）の推進

- ・市民参加型番組等の制作

#### ●市民活動情報誌の発行

- ・市民活動や地域活動の広報の充実

#### ●市民活動団体の情報発信の支援

- ・HPの作成支援等

※パブリックアクセスとは

市民が一定のルールによって自主的に放送番組を、企画・制作することを言います。市民が情報の受発信に参加・参画することで、市民社会が前進し、市民活動がより活発になることが期待されます。

## 場所

コミュニティセンター等地域の施設について、市民活動団体等が交流したり、情報を交換したりできる場所として活用します。また、商店街の空き店舗等についても、活性化に向け、活用を検討します。

### ●活動場所の整備

- ・コミュニティセンター等を利用し  
やすい環境整備

### ●空き家・空き店舗の利用

- ・利用の検討
- ・利用による活性化

## 拠点

市民相互の連携や協力関係を築いていくために、地域で活動する多様な主体が集い、情報を交換・共有する場所として、また、人と人をつなぐ仕組みづくりなどを実施する拠点として、市民交流センターを設置します。

### ●市民交流センターの設置

- ・情報の収集・提供・発信
- ・交流の場づくり
- ・市民活動等の相談及びコーディネート
- ・市民活動団体の育成

## 機会

地域課題の共通認識や新たな発見に繋がるように、市民、事業者、行政などが集い、自由に情報交換、意見交換のできる機会づくりに努めます。

### ●情報交換・意見交換できる機会の創出

- ・市民、事業者、行政が集い、定期的  
情報交換等できる「SOYORI」を実施

### ●交流できる機会の創出

- ・市民活動大縁日の開催
- ・交流のきっかけとなるイベント

## コラム③ これからの「市民交流センター」

「市民」には、個人だけでなく自治会、市民活動団体、事業者等の主体が含まれており、まさに多様な主体が交流する場を「市民交流センター」と呼んでいます。「市民交流センター」設置の意義として、大きく2つのことが考えられます。一つは、分野を超えた顔の見える関係をつなぎ、活動の連携だけでなく、暮らしの安心につなげることです。もう一つは、市内外の人材・知恵・情報が集まる場となり、新しい発想や行動が生まれることです。





### ③地域自治の強化 ～築く～

合併後大きくなった市域の隅々まで行政の目は行き届きません。また、従来の地域コミュニティの弱体化や帰属意識の希薄化が懸念されています。しかし、地域の住民が身近な生活の場の課題や地域の資源を最も把握しており、当事者として自ら課題を解決し、資源を利用したまちづくりを進めることが地域にとって有効であり大切です。

そのため、自治会、まちづくり協議会、各種団体やNPO等地域の多様な住民が情報を共有して、合意形成を図りながら活動できる重層的な地域自治のしくみを再構築します。

そして、都市内分権を進め、地域住民と行政の協働による自立的で持続的なまちづくりを推進します。

## 自治会

コミュニティへの帰属意識の希薄化やライフスタイルの変化等により、自治会加入率が低下していますが、少子高齢化が進行する中、今後益々、地域社会の絆が大切になります。

自治会への加入を促進し地域の連帯感を強化するとともに、地域課題を自ら解決する力を高められるよう地域活動を支援します。

#### ●自治会加入の促進

- ・転入者への自治会加入の促進
- ・自治会未設置地域での組織化支援

#### ●自治会活動の支援

- ・コミュニティ活動補助金・助成金の充実
- ・「まちづくり資料集」による助成制度の周知・普及
- ・自治会活動の相談

### 事例⑤ まちづくり協議会

協働の形態：  
指定管理、補助・助成

まちづくり協議会 × 行政

多様な市民の参加により地域の課題解決、地域の個性を生かした魅力あるまちづくり等の活動を行うまちづくり団体です。現在コミュニティセンターを指定管理し、まちづくりの拠点として活用することにより、効果的・持続的・自立的な活動を推進しています。

また、提案型の補助金を活用し、各地区の特色ある取組みをされています。





## まちづくり 協議会

合併後、地域課題の解決と個性を活かしたまちづくりを進めるため、新たな住民自治組織としてまちづくり協議会が設立されましたが、各種活動団体との連携・協力関係の不足や住民認知度の不足等の課題を抱えながら活動しています。

今後、協働のパートナーとして、地域住民に信頼され、地域包括的で自立的な活動ができるよう支援します。

### ●コミュニティセンター指定管理の活用

コミュニティセンターをまちづくりの拠点として利用すると共に、指定管理をまちづくり協議会の自立的運営に活用

### ●コーディネーター機能の強化

地区内の各種団体や活動を調整・連携・中間支援する人材の育成

## 地域自治の再構築

## 地域自治 のしくみ

多様な地域課題を解決するためには、その内容や範囲によって様々な特性を持った活動団体の関与が必要です。そして、自治会、自治会連合会、まちづくり協議会、各種団体、NPOや事業者等の個別の活動が、相互に補完して、連携・協力し合うことでよりよい地域社会が築けます。

そのため、地区内の活動団体が参画、結集、協働して地域包括的な活動ができる体制や地域自治の仕組みを構築します。

### ●まちづくり協議会組織の再構築

### ●地域包括交付金制度の検討

地域活動に対する各種補助金は、団体によって過不足があったり、使途が限定されて効果的な支援になっていない現状があることから、地域の実態に合った使途を地域自らが判断して活用できる効果的・効率的な支援制度を検討

### ●市政懇話会の充実

地域住民と市が、地区の課題や将来像について協議、要望、提案する場の設置

### ●地域自治に関する連合組織の統合の検討

「市自治会連合会」と「市内まちづくり協議会連絡会」の統合と機能集約を検討

## ④協働のしくみづくり ～つながる～

多様な主体がつながり、様々な地域課題の解決を実現していくためには、「しくみ」「つなぎ役」の存在が必要です。行政は市民が参画・協働しやすい環境をつくり、横断的に地域課題を解決する「しくみ」を進めます。また、つなぎ役である中間支援組織を育成し、様々な協働を実現します。市民と行政は、協働のしくみを活用し、地域課題の解決及び一体感のあるまちづくりを推進します。

### つなぎ役

地域課題の解決に向けて、市民、行政、事業者などの間に立って、そのつなぎ役として中立的な立場で、それぞれの活動支援やコーディネートを行う中間支援組織の育成を支援します。

#### ●中間支援組織の育成

- ・相談体制の充実
- ・協働のコーディネート
- ・多様な主体及びボランティアのネットワークづくり
- ・人材育成・組織運営のための各種セミナーの開催
- ・各種セミナーの開催
- ・地域情報ポータルサイトの運営
- ・行政の相談窓口であるまちづくり協働課と連携
- ・資金調達の支援
- ・ボランティアセンターとの連携

### 事例⑥ 特定非営利法人まちづくりネット東近江（中間支援組織）

市民活動団体 × 事業者 × まちづくりネット東近江 × 行政

市民活動団体や地域コミュニティ団体等を支援することを目的に活動している NPO 法人です。団体の運営相談や情報提供、各種セミナーの開催や地域情報ポータルサイト「東おう Me!!」の運営、事業指定寄附制度の運営などを行っています。



## しくみ

市民、事業者、行政など、まちづくりの主体が集まり、地域の課題を把握し、課題の解決に向けて、協働で取り組みます。また、市民の参画の機会を拡充し、市政への民意の反映に努めます。

### ●協働ラウンドテーブル(※)の設置

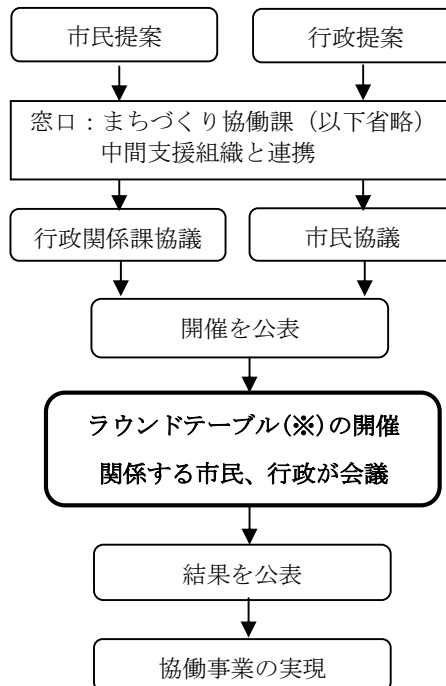
- ・市民提案型協働事業の実施
- ・行政提案型協働事業の実施
- ・施策、予算等への反映

※ラウンドテーブルとは

出席者の序列や上下関係を問わず、フラットな立場での意見交換を目的にした会議です。東近江市の「協働ラウンドテーブル」では、その結果を予算・研修等に反映し、協働事業の実現につなげます。

### 協働ラウンドテーブルの仕組み

市民提案型      行政提案型



## 市民と行政の協働によるまちづくり

## 参画

市民の参画の機会を拡充し、市政への民意の反映に努めます。

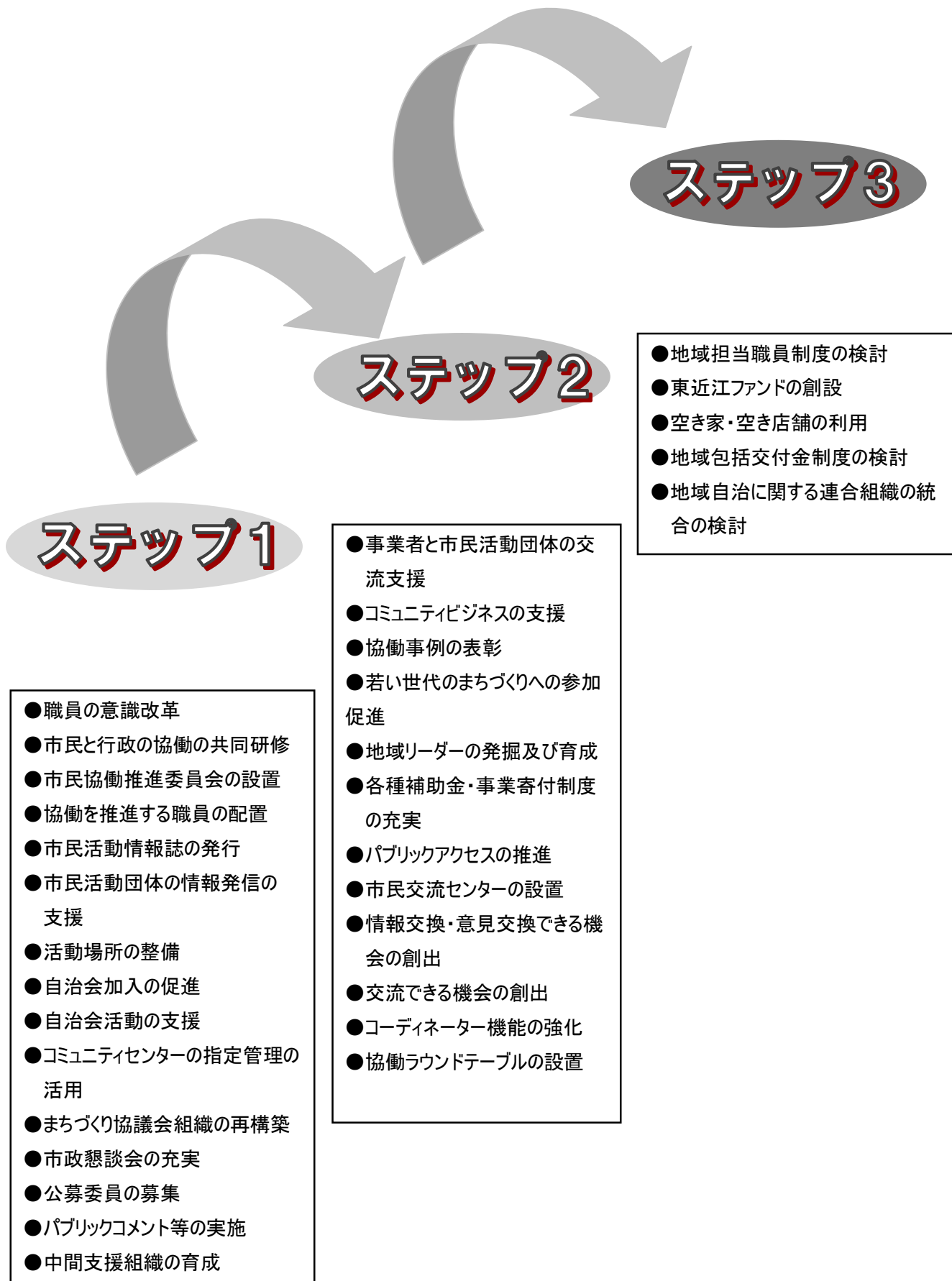
### ●公募委員の募集

- ・各種委員会・審議会の委員選定において、積極的に公募により選出

### ●パブリックコメント等の実施

- ・広く市民の意見を聴き、反映する機会の拡充

## 協働の施策の進め方



# 資料編

## 協働のまちづくり条例と市民協働推進計画の検討の経緯

第1回  
平成24年  
7月9日

### 市民協働推進委員会で検討スタート

「今、なぜ市民協働なのか？」について理解を深め、意見交換を行いました。

第2回  
平成24年  
8月6日

### ワークショップの実施 ～協働について認識を共有～

協働についての認識を共有するためにグループに分かれワークショップを実施しました。

第3回  
平成24年  
9月7日

### ワークショップの実施 ～強み・弱みについて～

ワークショップを実施し、協働を行う上での東近江市の強み・弱みを話し合いました。

第4回  
平成24年  
10月12日

### ワークショップの実施 ～協働が根付いた東近江市～

協働が定着したら東近江市とはどうなるか、将来像等について話し合いました。

第5回  
平成24年  
11月15日

### ワークショップの実施 ～協働を進める上での方策～

協働を進める上でどのような方策が必要か話し合いました。

第6回  
平成24年  
12月20日

### これまでの議論の中間確認

ワークショップで出た東近江市の現状・課題等について、更に議論を深めました。

第7回  
平成25年  
2月22日

### これまでの議論の中間確認

ワークショップで出た東近江市の現状・課題等について、更に議論を深めました。

第8回  
平成25年  
3月27日

### 協働の原則について

条例や計画の根幹になってくる協働の原則（ルール）について話し合いました。

第9回  
平成25年  
5月21日

### 市民協働推進計画について

これまでの議論をまとめた計画の素案について、意見を出し合いました。

第10回  
平成25年  
6月20日

### 市民協働推進計画について

協働の施策を中心に話し合い、どうすれば実効性のある計画になるか議論しました。

第11回  
平成25年  
7月18日

### 条例勉強会 ～市民と行政 協働のまちづくりとは～

条例の必要性等について学び、どのようなことを条例に盛り込むか検討しました。

第12回  
平成25年  
8月27日

### 協働のまちづくり条例について

これまでの議論をまとめた条例の骨子案について、意見を出し合いました。

第13回  
平成25年  
9月18日

### 協働のまちづくり条例について

これまでの議論をまとめた条例の骨子案について、意見を出し合いました。

第14回  
平成25年  
10月 7日

### 条例及び計画の最終確認

2年間議論してきた条例及び計画について最終確認を行いました

## 東近江市市民協働推進委員会委員名簿

分 類	所 属	氏 名	備 考
学識経験者	帝塚山大学法学部	中川 幾郎	顧問
学識経験者	龍谷大学政策学部	深尾 昌峰	委員長
市民活動団体等	中野地区自治会連合会	北川 久補	
市民活動団体等	南部地区まちづくり協議会	河島 修	
市民活動団体等	蒲生地区まちづくり協議会	森田 初枝	副委員長
市民活動団体等	(社)八日市商工会議所青年部	小倉 昌和	
市民活動団体等	(社福)東近江市社会福祉協議会	上田 祐子	
市民活動団体等	(特活)加楽	楠神 涉	
市民活動団体等	東近江市女性会	端 信子	
市民活動団体等	八日市に冒険遊び場を作る会	廣田 喜紀	
市民活動団体等	湖東繊維工業協同組合	北川 陽子	
市民活動団体等	NPO法人まちづくりネット東近江	佐子 友彦	
市民活動団体等	五個荘コミュニティセンター館長	川戸 健一	
公募市民		井尻 久嗣	
公募市民		土井 正義	
公募市民		大林 正平	

合 計 顧問1名、委員15名（敬称略）

## 東近江市市民協働推進連絡会議委員名簿

役 職	所 属	氏 名	備 考
委員長	企画部	南川 喜代和	
副委員長	健康福祉こども部幼児施設課	三上 俊昭	
委員	企画部まちづくり協働課	福井 健次	
委員	総務部職員課	久保 文裕	
委員	企画部行政改革課	西澤 静朗	
委員	市民環境部生活環境課	村田 淳子	
委員	健康福祉こども部長寿福祉課	井口 みゆき	
委員	産業振興部フードシステム推進室	藤井 盛浩	
委員	教育部生涯学習課	高山 幸生	

事務局	まちづくり協働課	黄地 正治	
事務局	まちづくり協働課	山口 美知子	
事務局	まちづくり協働課	浅田 幸宏	

平成25年4月1日時点

